

就学支援金(国補助)、学費補助金(県補助) の申請をお忘れなく!

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請される場合、学校が指定する期日までに、必ず学校にご申請ください。
(昨年や、今年4月に申請した方も再度手続きが必要です。)

令和4年度から多子世帯※3への補助が拡充されています。

【所得基準と補助額】

年収の目安	令和4年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	就学支援金	学費補助金	
		授業料補助 (年額・上限)	授業料補助 (年額・上限)	入学金補助 (1回のみ)
生活保護世帯	令和4年1月1日時点で 生活保護世帯	396,000円 ※2	60,000円	210,000円
住民税非課税世帯	令和4年度の「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が 0円			100,000円
270万～590万円未満	154,500円 未満			
590万～700万円未満	203,100円 未満	118,800円	337,200円	対象外
700万～750万円未満	227,100円 未満		74,400円	
多子世帯※3			337,200円	
750万～800万円未満	251,100円 未満		対象外	
多子世帯※3			337,200円	
800万～910万円未満	304,200円 未満		74,400円	対象外
多子世帯※3				

↓
あくまで目安です



こちらの基準で判定します

- ※1 政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。
- ※2 通信制の学年制については、就学支援金が297,000円になり、396,000円との差額は学費補助金から支払われます。
- ※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯です。

所得基準の確認方法

ご自身であらかじめ所得基準をご確認されたい場合の方法です。
所得基準をご確認されなくても、必要な書類を用意すれば申請していただくことができます。
(補助対象外となった場合でも、学校を通してご連絡します。)

補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。
(申請せず後から対象と分かった場合でも、遡って申請することはできません。)

「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」は、次のいずれかで確認することができます。給与明細や源泉徴収票では確認することが**できません**。

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル <https://myna.go.jp/>

※ 「わたしの情報」 ページで確認してください。

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

令和4年度「(非)課税証明書」：市区町村の住民税の窓口で発行

※ 請求する時に「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載するよう必ず伝えてください。

令和4年度「市町村民税・県民税 納税通知書」：自営業の場合、5,6月頃に市町村から配付

会社にお勤めの場合、以下の書類で「市町村民税の課税標準額」のみ確認することができます。

令和4年度「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」：5,6月頃に勤務先から配付

就学支援金（国補助）

1 概要

年収約910万円未満の世帯に対して、授業料の負担を補助する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

※ ただし、高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える者は対象外です。

2 申請方法

(1) 昨年度以前又は今年4月に申請をしている場合

【全員必須】

○ 申請の意向確認

- ・学校が指定する方法（高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien、口頭確認等）で申請の意向をお伝えください。
- ・以前提出した受給資格認定申請書の保護者等の情報に変更がある場合は、学校に変更内容をお伝えください。

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

【生活保護世帯の方のみ】

○ 生活保護受給証明書

- ・令和4(2022)年1月1日時点で生活保護を受けていることがわかる、福祉事務所長等が発行したもの。

(2) 今回初めて申請する場合

申請手続きについては、学校にお問い合わせください。

学費補助金（県補助）

1 概要

年収約750万円未満（多子世帯は約910万円未満）の世帯に対して、授業料と入学金の負担を補助する県独自の制度です。生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の私立学校に通うことが条件となります（保護者の片方が単身赴任により県外在住の場合も可）。

2 提出書類

【提出書類】	生活保護世帯	生活保護世帯以外	
		以前に個人番号カード(写)等を提出したことがある	ない
学費軽減申請書（第1号様式）	○	○	○
保護者等の個人番号カード(写)等貼付台紙 ※郵送等の場合は別途保護者等の本人確認書類添付	—	—	△
課税証明書等（令和4年度）	—	—	△
生活保護受給証明書（令和4(2022)年）	○	—	—
健康保険証貼付台紙（多子世帯のみ）	—	▲	▲

△は、就学支援金の申請・届出で提出済の場合は提出不要です。

▲は、世帯年収約700～910万円で、15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯のみ提出

【全員必須】

○ 学費軽減申請書（第1号様式）

【保護者等の個人番号カード(写)等を提出したことがない場合】 ※ 就学支援金の申請・届出で提出済の場合は提出不要

○ 保護者等の個人番号カード(写)等貼付台紙

○ 課税証明書等（令和4年度）：市区町村等で発行

- ・「市町村民税の課税標準額(課税所得額)」及び「市町村民税の調整控除の額」がわかるもの（発行の際、窓口にも必ずお伝えください）

【生活保護世帯の方のみ】

○ 生活保護受給証明書

- ・令和4(2022)年1月1日時点で生活保護を受けていることがわかる、福祉事務所長等が発行したもの。

【多子世帯の方のみ】

○ 健康保険証貼付台紙

- ・世帯年収約700～910万円で、15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯のみ提出。
（対象となるかわからない場合には、念のため提出されることをお勧めします）